

第 105 期 中 間 決 算 公 告

2025 年 12 月 25 日

福岡市中央区大名二丁目 12 番 1 号
株式会社 福岡中央銀行
取締役頭取 荒木英二

中間貸借対照表(2025 年 9 月 30 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	87,551	預 渡 性 預 金	504,667
有 債 証 券	178,230	コ 一 ル マ ネ 一	16,738
貸 出 金	417,205	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	3,500
外 国 為 替	36	借 用 金	120,470
そ の 他 資 産	1,718	そ の 他 負 債	14,900
そ の 他 の 資 産	1,718	未 払 法 人 税 等	3,862
有 形 固 定 資 産	13,018	リ 一 ス 債 務	37
無 形 固 定 資 産	233	資 産 除 去 債 務	26
前 払 年 金 費 用	2,781	そ の 他 の 負 債	7
繰 延 税 金 資 産	337	株 式 納 付 引 当 金	3,790
支 払 承 諾 見 返	147	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	35
貸 倒 引 当 金	△5,540	支 払 承 諾	1,853
		負 債 の 部 合 計	147
		(純 資 産 の 部)	666,175
		資 本 金	4,000
		資 本 剰 余 金	2,703
		資 本 準 備 金	2,703
		利 益 剰 余 金	16,994
		利 益 準 備 金	1,396
		そ の 他 利 益 剰 余 金	15,597
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	491
		別 途 積 立 金	14,954
		繰 越 利 益 剰 余 金	151
		株 主 資 本 合 計	23,698
		そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	1,812
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,033
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,845
		純 資 産 の 部 合 計	29,544
資 産 の 部 合 計	695,719	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	695,719

中間損益計算書

2025年4月1日から
2025年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	4,830
資 金 運 用 収 益	4,297
(う ち 貸 出 金 利 息)	(3,454)
(う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(649)
役 務 取 引 等 収 益	507
そ の 他 業 務 収 益	0
そ の 他 経 常 収 益	25
経 常 費 用	4,585
資 金 調 達 費 用	890
(う ち 預 金 利 息)	(549)
役 務 取 引 等 費 用	418
そ の 他 業 務 費 用	8
営 業 経 費	3,022
そ の 他 経 常 費 用	245
経 常 利 益	245
特 別 損 失	10
固 定 資 産 処 分 損	1
減 損 損 失	9
税 引 前 中 間 純 利 益	234
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△ 67
法 人 税 等 調 整 額	212
法 人 税 等 合 計	145
中 間 純 利 益	88

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：6年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則としてリース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、景気予測に基づくデフォルト率を正常先10区分、要注意先6区分、破綻懸念先1区分の計17区分で推計し、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 株式給付引当金

株式給付引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、当中間期末における株式給付債務の見込額を計上しております。

6. グループ通算制度の適用

当行は、グループ通算制度を適用しております。

7. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等を含めた投資信託全体で利益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損失の場合はその金額を「その他業務費用」の国債等債券償還損に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,310 百万円
危険債権額	17,091 百万円
三月以上延滞債権額	－ 百万円
貸出条件緩和債権額	1,752 百万円
合計額	21,154 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,842百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	132,507 百万円
貸出金	29,753 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	323 百万円
債券貸借取引受入担保金	120,470 百万円
借用金	14,900 百万円
その他の負債	125 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、現金預け金2百万円、有価証券4,920百万円及び他の資産2百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金46百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形等はありません。

4. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、75,653百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が75,384百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づいて、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

6. 有形固定資産の減価償却累計額	8,036百万円
7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,180百万円であります。	
8. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、8.95%であります。	

(中間損益計算書関係)

「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額200百万円及び時効完成預金支払29百万円を含んでおります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する科目及び「中間貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
その他有価証券(*1)	177,142	177,142	—
(2) 貸出金	417,205		
貸倒引当金(*2)	△5,397		
	411,808	413,419	1,611
資産計	588,950	590,561	1,611
(1) 預金	504,667	505,119	452
(2) 譲渡性預金	16,738	16,730	△7
(3) 借用金	14,900	14,871	△28
負債計	536,305	536,721	415
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	566
組合出資金(*3)	521

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間会計期間において、非上場株式の減損処理は該当ありません。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	120,898	—	—	120,898
地方債	—	4,065	—	4,065
社債	—	23,188	1,182	24,370
株式	6,998	—	—	6,998
外国債券	—	1,047	3,748	4,796
その他(*)	1,847	12,025	—	13,872
資産計	129,744	40,327	4,930	175,002

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間貸借対照表計上額は2,140百万円であります。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	413,419	413,419
資産計	—	—	413,419	413,419
預金	—	505,119	—	505,119
譲渡性預金	—	16,730	—	16,730
借用金	—	14,871	—	14,871
負債計	—	536,721	—	536,721

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債

がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が利用できない場合には、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、主として、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に、内部格付に準じた貸出金の種類及び債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次の金利期日を満期日とみなしております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求預金については、中間決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを見積もり、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に市場価格のある社債等から推定される当行の信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。これらについては、時価に対して観察できないインプットの影響額が重要な場合にはレベル3の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次の金利期日を満期日とみなしております。

(注2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(2025年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債・ 特定社債	割引現在 価値法	倒産確率	0.05% — 4.32%	0.41%
		倒産時の損失率	100.00%	100.00%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益(2025年9月30日)

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又は 評価・換算差額等		購入、売 却、発行及 び決済の純 額	レベル3の 時価への振 替	レベル3の 時価からの 振替	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち中 間貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益
	損益に 計上 (*)	その他有 価証券評 価差額金					
有価証券							
その他 有価証券							
社債	1,127	—	5	50	—	—	1,182
外国債券	4,729	—	18	△1,000	—	—	3,748

(*) 主に中間損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行では、リスク管理部門(ミドル・オフィス)及び市場事務管理部門(バック・オフィス)において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各部門が時価を算定しております。算定された時価は、各部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や価格の時系列推移の分析、当行で算出した推定値との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

倒産時の損失率

倒産時の損失率は、倒産時において発生すると見込まれる損失の、債券の残高合計に占める割合を示す推定値であります。倒産時の損失率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券(2025年9月30日現在)
該当事項はありません。
2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2025年9月30日現在)
該当事項はありません。
3. その他有価証券(2025年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	6,933	2,949	3,983
	債券	2,696	2,631	64
	国債	1,643	1,591	51
	地方債	—	—	—
	社債	1,052	1,040	12
	その他	10,357	8,732	1,625
	小計	19,987	14,313	5,674
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	65	72	△6
	債券	146,638	149,448	△2,810
	国債	119,254	121,342	△2,087
	地方債	4,065	4,191	△125
	社債	23,317	23,914	△596
	その他	10,451	10,701	△250
	小計	157,155	160,221	△3,066
合計		177,142	174,534	2,607

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間会計期間における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(2025年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2025年9月30日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,665 百万円
税務上の繰越欠損金	281
有価証券償却	14
減価償却	183
その他	406
	2,551
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△159
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△155
評価性引当額小計	△314
	2,237
繰延税金資産合計	
	2,237
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△805
固定資産圧縮積立金	△223
前払年金費用	△870
その他	△0
	△1,899
繰延税金負債合計	
	△1,899
繰延税金資産の純額	
	337 百万円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総資産に占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	10,377 円 19 銭
1株当たりの中間純利益金額	28 円 85 銭

(重要な後発事象)

(新株の発行)

当行は、2025年9月24日開催の臨時株主総会において、募集株式発行を決議し、2025年10月1日に払込を受けております。この結果、資本金及び資本準備金の額が増加しております。

1. 募集株式の種類及び数

普通株式 1,000,000 株

2. 募集株式の発行価格

1株につき 10,000 円

3. 払込期日

2025 年 10 月 1 日

4. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額 5,000,000,000 円

増加する資本準備金の額 5,000,000,000 円

5. 資金の使途

今回の増資に係る資金については、中小企業専門金融機関として、地域のお客様に積極的な資金提供を行っていくため、貸出金等運転資金に充当する予定であります。